

適正表示推進事業者認定制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成27年徳島県条例第4号（以下「条例」という。））第14条に基づく食品関連事業者及び飲食店営業者の認定制度について、必要な事項を定め、その制度の普及と適切な運用を図ることにより、適正な食品表示及び食品製造過程の見える化を推進し、もって県民の健康保護並びに消費者の需要に即した食品の生産及び供給の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業者

食品関連事業者（条例第2条第4号に定める食品関連事業者。）及び飲食店営業者（条例第2条第5号に定める飲食店営業者。）をいう。

(2) トレーサビリティ

食品の生産、加工、流通などの各段階において、原材料の仕入状況や、製造過程、販売先等の記録を保管することにより、食品とその情報について追跡ができるることをいう。

(3) 仕入関係資料等

条例第2条第11号に定める資料をいう。

第2章 事業者の認定

(認定の基準)

第3条 認定の基準（以下「認定基準」という。）については、別紙のとおりとする。

(認定の対象)

第4条 この要綱による認定の対象となる事業者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 第2条第1項第1号に定める事業者。

(2) 本県において、食品衛生法第55条第1項に基づく営業許可を取得している事業者若しくは食品衛生法第57条第1項に基づく届出を行っている事業者、または条例第24条に基づく届出を行っている事業者。

(3) 食品の原料原産地等について、条例第16条第2項及び第3項の規定に基づき定められた「食品の原産地に関する情報提供基準」に従い、情報提供を行っている事業者。

(4) 原料原産地等の表示を行っている原材料について、トレーサビリティが確保されている事業者。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする事業者は、徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則（平成27年徳島県規則第22号）第2条に規定する申請書及び次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者概要
- (2) 取扱食品一覧等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請を行うことができない。

- (1) 食品の表示及び食品衛生に係る関係法令に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (2) 食品の表示及び食品衛生に係る関係法令に違反し、これに基づく命令又は処分を受けた日から2年を経過しない者。
- (3) 第10条第1項第1号から第5号及び第7号の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
- (4) 法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者がある者。

(認定の審査・決定等)

第6条 知事は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、申請の内容について、提出された書類の審査及び事業所の実地検査を行う。

2 知事は、前項の規定による書類の審査及び実地検査の結果、申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは認定し、当該事業者に対し、認定書（別紙様式第1号）を交付する。

3 知事は、第1項の規定による書類の審査及び実地検査の結果、申請の内容が認定基準に適合しないと認めるときは、当該事業者に通知する。

(認定の内容の変更)

第7条 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定事項に変更が生じた場合、遅滞なく知事に認定事項変更申請書（別紙様式第2号）を提出しなければならない。

(認定書の再交付)

第8条 認定事業者は、認定書を紛失し、又は毀損したときは、認定書再交付申請書（別紙様式第3号）を知事に提出し、認定書の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき、認定書の再交付を受けた後に紛失した認定書を発見した場合は、速やかに知事に返納しなければならない。

3 知事は、前条及び第1項の規定による申請があった場合は、別紙様式第4号により、認定書を再交付するものとする。

(認定の廃止)

第9条 認定事業者は、事業の廃止、その他理由により認定が必要なくなった場合には、遅滞なく認定廃止届出書（別紙様式第5号）を知事に提出し、認定書を知事に返納しなければならない。

(認定の取消等)

第10条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者が第3条に規定する認定基準及び第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が第7条の規定による申請を怠ったとき。
- (3) 認定事業者が第12条の規定による遵守事項を怠ったとき。
- (4) 認定事業者が第13条の規定による報告等に応じず、又は立ち入りを拒んだとき。
- (5) 認定事業者が虚偽の申請等、不正の手段により認定等を受けたと認められるとき。
- (6) 認定事業者が事業を廃止又は1年以上休止したとき。
- (7) その他、制度の運用に重大な支障を来す行為を行ったとき。

2 知事は、認定を取り消したときは、当該認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。

3 第1項の規定による認定の取消により、損失が生じた場合は、当該認定を受けていた者がその責を負うものとする。

(認定情報の公表)

第11条 知事は、条例第14条第3号の規定に基づき、認定情報をホームページにおいて公表するものとする。

(認定事業者の遵守事項)

第12条 認定事業者は、食品の表示及び食品衛生に係る関係法令並びにこの要綱の規定を遵守すること。

- 2 認定事業者は、自らの取り扱う商品について、食品表示に関する不適正な事案が発生したときは、自らその責を負うものとする。
- 3 認定事業者は、自己点検や内部点検を常に実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。
- 4 認定事業者は、知事の行う立入検査等に誠実に対応しなければならない。

(立入検査等)

第13条 知事は、この制度の実施に必要な範囲内において、認定事業者から報告を求め、又はその事業者に職員を立ち入らせ、調査することができる。

第3章 顕彰

(事業者の顕彰)

第14条 知事は、知事が別に定める要件を認定事業者が満たすときは、条例第15条において規定する顕彰を行うことができる。

2 知事は、顕彰を行った事業者をホームページにおいて公表するものとする。

第4章 雜則

(機密の保持)

第15条 認定の業務に携わる職員は、認定の業務について知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(庶務)

第16条 この要綱に関する事務は、危機管理部安全衛生課において所掌する。

(その他必要な事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

適正表示推進事業者認定基準

第1. 原料原産地等の表示を行っている原材料について、仕入関係資料等の整備保存を行っており、当該仕入関係資料等によって、食品のトレーサビリティが確保されていること。

仕入関係資料等の保存年限については、条例第19号第2号及び第5号を準用する。

第2. 適正な食品表示（飲食店においてはメニュー表示）を行っているとともに、適正表示推進事業者認定制度実施要綱及び関係法令を遵守していること。

第3. 食品の原料原産地等に関する情報の提供に努めていること。

第4. 県が行う検査に適合していること。

第5. 取り扱う食品の衛生に十分注意を払い、食品衛生法に基づき適切な品質管理を行っていること。